

京都大学研究資源アーカイブ特別利用規則

(平成27年7月7日総合博物館長裁定制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、京都大学における研究資源アーカイブに関する規程（平成22年3月総長裁定制定）第10条の規定に基づき、京都大学（以下「本学」という。）における研究資源アーカイブの保管に係る有形の資料及びデジタルデータ（以下「資料等」という。）の特別利用に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において資料等の特別利用とは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 閲覧 資料等を見ること
- (2) 撮影 写真撮影と映画撮影がある。前者はカメラを用いて、資料等を画像（単片（ポジ・ネガ）フィルム、マイクロフィルム、デジタルデータ等）に記録することをいう。後者はカメラを用いて、資料等を映像に記録（テレビジョン撮影及びビデオ撮影を含む。）することをいう
- (3) 複写 デジタルデータから電子複写をすること
- (4) 複製 単片フィルム、マイクロフィルム等の画像を同じ媒体又は異なる媒体に保存すること。また、本学または出所において資料等を用いて制作したものを複製することも指す
- (5) 掲載 資料等の一部を底本として撮影後の画像又は活字によって、出版予定の図書に掲載すること
- (6) 放映 資料等の一部を底本として撮影後の画像、映像、音声等を、テレビジョン等で放送すること
- (7) 貸出 資料等を展示又は上映等の目的のために貸出すこと
- (8) 展示 資料等を並べて一般に公開すること
- (9) 上映 再生機を用いて資料等をスクリーン等に映すこと
- (10) 二次利用 デジタルアーカイブシステム内にある資料等の画像、映像、音声等を、公開、出版、放映等のために再度使用すること

(利用目的)

第3条 資料等は、総合博物館長（以下「館長」という。）の許可があった場合に限り、次に掲げる目的で利用することができる。

- (1) 学術研究又は学術調査
- (2) 教育
- (3) その他館長が必要と認める場合

2 利用にあたっては、適切な扱いの下で利用するものとする。

(利用者の範囲)

第4条 研究資源アーカイブの資料等を特別利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員および学生
- (2) 学外の大学または研究機関の研究者および学生

(3) その他、特に館長の許可を受けた者

(特別利用の手続)

第5条 特別利用を希望する者は、利用の目的に応じて次に掲げるそれぞれの許可願（申込書）を館長に提出し、許可を受けなければならない。

- (1) 閲覧申込書（様式1）
- (2) 撮影申込書（様式2）
- (3) 複写または複製複写・複製申込書（様式3）
- (4) 貸出・展示・上映貸出・展示・上映許可願（様式4）
- (5) 掲載・放映掲載・放映許可願（様式5）
- (6) 二次利用許可願（様式6）

2 前項の許可の申請において、当該資料等に寄託者、著作権者、所有権者等があるものについては、当該権者の同意を得ていることを示す書面を許可願に添付しなければならない。

(許可の基準)

第6条 館長は、前条1項の許可の申請があった場合には、その申請が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、同項の許可を行うものとする。

- (1) 資料等の保存に悪影響を及ぼすおそれがあると認められる場合
- (2) 研究資源アーカイブ業務の適正かつ円滑な運営をする上で、不適当な用途に利用すると認められる場合
- (3) 著作権、所有権、肖像権等を侵害するおそれがあると認められる場合
- (4) その他特別利用を許可することが適当でないと認められる場合

2 前項の許可において、第5条1項4号および5号の許可の申請を行なった者については、特別利用許可書（様式7）を交付する。

3 前項の許可において、第5条1項6号の許可の申請を行なった者については、二次利用許可書（様式8）を交付する。

(許可の条件)

第7条 館長は、前条の許可を行う場合には、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 掲載、又は放映等する場合には、「京都大学研究資源アーカイブ」提供の旨を明記し、その他指示のあった事項を明記すること
- (2) 出版等を行なったときには、当該刊行物を2部以上総合博物館に寄贈すること
- (3) 資料を複製する場合は、その原フィルム又はデジタルデータ等を総合博物館に寄贈すること
- (4) 特別利用で生成したデータ等を無断で改変しないこと
- (5) 許可された目的以外に使用しないこと。なお、許可された目的以外に使用した場合には、利益を得たか否かを問わず、本学が定める違約金を支払うこと
- (6) 資料等を損傷したときは、館長と協議の上で弁償すること
- (7) 特別利用の際は、係員の指示に従うこと

(利用料の徴収)

第8条 この規程により許可を与える場合は、別に定める料金規則によって料金を徴収するものとする。

(利用料の返還)

第9条 一旦納付された利用料は、返還しない。ただし、本学の都合により特別利用の許可を変更又は取消した場合は、利用料の全額又は一部を返還する。

(利用料の免除)

第10条 次の各号に掲げる場合においては、第7条1項の規定にかかわらず、利用料の納付を免除することができる。

- (1) 国又は地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人が行う学術研究、教育又は文化に係る事業の用途に供することを目的とする場合
- (2) 学校又は本学の教育・研究の用途に供することを目的とする場合
- (3) 公共性のある報道機関の事業で本学の広報普及に役立つと認められる場合
- (4) その他館長が特に認める場合

(特別費用の負担)

第11条 特別利用に際し、特別な費用が発生する場合の費用は、特別利用を希望する者が負担するものとする。

(損害弁償)

第12条 特別利用に際し、特別利用を許可された者が、資料等を損傷した場合は、その損害を弁償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りではない。

(雑則)

第13条 この規則の運用に関し必要な事項は、館長が定める。

附則

この規則は、平成27年7月7日から施行する。